

この調査は、統計法に基づき指定統計であります。
この調査票は、工業統計および事業所名簿を作る以外の目的には使用しません。

| | | | | | | | |
|---|-----------|---|-----------------|-----|----------|---|----|
| 都道府県名 ○ | 郡市区名 ○ | (秘) 指定統計 第10号 | 昭和29年 工業調査票乙 | | 通し 番号 | 第 | 号 |
| 1 事業所名 | | | 5 事業の内容 | | | | |
| 2 事業所所在地 (電話 局 番) | | イ 主な原材料の名 | | | | | |
| 3 事業所開設年 この場所で製造業を始めた年を、 例えば「昭和23年」のように記 入すること。 年 | | ロ 主な製品の名または加工の種類 | | | | | |
| 4 経営組織(昭和29年12月31日現在) 次のいずれかの番号に ○をつけること。 1 株式会社 2 合名会社 3 合資会社 4 有限会社 5 組合 6 個人 7 その他 | | 6 従業者数 (昭和29年12月31日現在) | | 男 | 女 | 計 | |
| | | イ 常用労働者 (継続して30日以上雇用している臨時、日雇の者を含む。) | | 人 | 人 | 人 | |
| | | ロ 個人業主および家族従業者 (業務に従事している個人業主および業主の家族で無報酬で常時従業している者) | | 人 | 人 | 人 | |
| | | 7 製造品出荷額等 (昭和29年1月1日から12月31日まで) | | | | | |
| | | 製造品出荷額、加工賃収入額および修理料収入額について記入すること。(転売品は、含まないこと。) | | | | | |
| | | 千 | 百 | 十 | 万 | 千 | 百 |
| | | イ 自己所有の原材料による製造品、原材料を他に支給して製造させたもの、認識物ならびにくずおよび廃物を含む。)の1年間の出荷総額 | | | | | |
| | | ロ 他から支給された原材料や製品によつて製造、加工した場合、これに對して受け取つたまたは受け取るべき1年間の加工賃総額 | | | | | |
| | | ハ 製造加工のほかに他人のものを修理して受取つた1年間の修理料総額 | | | | | |
| | | ニ イ、ロおよびハの合計金額 | | | | | |
| な、つ、印 | 申告者 | 調査員 | 市町村職員 | 町村名 | 調査区番号 | 符 | ※イ |
| | | | | ○ | ○ | | ※ロ |
| | | | | | | | ※ハ |
| | | | | | | | ※ニ |
| | | | | | | | ※ホ |

記入に当つては裏面の記入注意を必ず参照すること。
○欄は、記入しないこと。この調査票は、二通提出すること。
◎欄は市町村、◎欄は都道府県で記入すること。

通商産業省

記 入 注 意

一 般 事 項

- イ 調査票には青インクまたは黒インクを用いて明瞭に書くこと。数字は、必ず123のようなアラビア数字を用いること。
- ロ 金額は千円未満を四捨五入して、下の3桁を0で記入すること。たとえば123,450円の場合は、123,000円とし、234,560円の場合は、235,000円とすること。
- ハ 該当事項のない欄には必ず斜線をひくこと。

1 事業所名

営業上用いている名称を記入すること。定まつた名称のない場合は業主の氏名を記入すること。

2 事業所所在地

都道府県名および郡市区名を除き、番地まで記入すること。

3 事業所開設年

事業所開設年とは、たとえば、工場の新設、移転、譲受、借受等によつてまたは事業の譲受によつて、現在の経営者が現在の場所で製造業を始めた年をいう。ただし、相継、経営組織の変更もしくは企業の合併または過度経済力集中排除法による企業分離による経営者の交替があつた場合は、経営者に変更がなかつたものとみなす。また、災害などによつて閉鎖していた事業所が同じ経営者によつて、同じ場所で再開された場合は、継続とみなす。

5 事業の内容

- イ 「主な原材料の名」には、「7 製造品出荷額等」に記入した製品や加工品の製造、加工に使用した原材料のうち主要なものを記入すること。
- ロ 「主な製品の名および加工の種類」には「7 製造品出荷額等」に記入した製品を革靴、学帽、陶磁器製食器、真鍮プレス品などのように具体的な、かつ、一般に通用する名称で記入すること。たんに皮製品、帽子、陶磁器、金属製品、木製品というような概括的な名称で記入しないこと。何種類かの製品を作っている場合は、出荷額の多いものから順次に3、4種類を挙げる。また、ある製品の中間加工または仕上げ加工だけを行っている場合は、糸染色、電気メッキ、木製家具塗装、腐骨加工、打綿などのように加工の種類を記入すること。

6 従業者数

- イ 常用労働者とは、賃金を支払つて常時雇用している者をいい、職員と労働者を含む。なお、同一事業所に継続して30日以上雇用された臨時、日雇の労働者は、常用労働者に含める。
- ロ 個人業主とは、個人で経営している事業所の業主であつて実際に業務に従事している者をいう。家族従業者とは、個人業主の家族で、無報酬で、かつ、常時その事業所の業務に従事している者をいう。ただし、個人業主の家族であつても普通の給料、賃金を支給されている者は、常用労働者に含めること。

7 製造品出荷額等

- イ 製造品出荷額には、同一企業に属する他の事業所(同じ会社の他の工場や離れている販売部等)に引き渡したのものも含めること。また、委託販売に出したものは、販売済となつていないものでも含めること。価額は、工場渡値段によること。
- ロ 船舶の修理料は、イ 製造品出荷額に記入すること。